

千葉県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成24年11月1日

千葉県監査委員	宮 下 公 夫
同	宮 原 清 貴
同	茂手木 直 忠
同	布 施 貴 良

24千政行第211号

平成24年10月29日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 茂手木 直忠 様
同 布施 貴良 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成21年度包括外部監査

監査のテーマ：滞納債権に関する財務事務の執行について

第2章 各論

第4 保育料

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2 滞納処分の強化について</p> <p>イ 財産調査の拡大及び効率化（報告書 P102）</p> <p>平成20年度については、30万円以上の累積滞納者を対象として財産調査を行っている。差押え件数を増加させるためには、さらに財産調査の範囲を拡大する必要がある。</p> <p>なお、平成21年度においては、財産調査の範囲は、累積滞納者にあつては納付相談に応じない者や納付相談後も支払う意思のない者を対象とする予定である。また初期滞納者についても支払意思のない者は財産調査対象となる予定である。</p> <p>また、平成20年度に実施した財産調査において預金照会の対象とした金融機関は、千葉市内に支店のある都市銀行、千葉市内に本支店のある金融機関である。</p> <p>しかし、千葉市は他地域からの転入者も多く、必ずしも千葉市内の金融機関に預金口座を有しているとは限らない。実際、照会対象とした金融機関に預金口座を有していない滞納者の方がはるかに多いことがわかる。従って、照会対象とする金融機関をさらに拡大することが必要である。</p> <p>また、予め金融機関への照会対象者を絞り込み、効率よく預金口座を発見することが必要である。他の自治体では、公共料金（市税、電気、ガス等）や携帯電話会社の振込口座を事前に調査し、その結果によって金融機関への預金照会を行っているケースがある。このような他市町村や他部署の事例も参考にしつつ、財産調査の効率化を図る必要がある。</p>	<p>財産調査の拡大及び効率化については、平成22年1月から、滞納額の多寡にかかわらず、初期滞納者も含めて納付意思のない者を対象にするとともに、平成24年8月から、保育料を滞納している者の転入前又は転出先の市町村にある金融機関に預金照会を実施することで、照会対象とする金融機関を拡大した。</p> <p>また、これらの預金照会について、各金融機関の事務センターに対して実施することにより、当該金融機関の全店の預金口座の情報を効率的に得ることとした。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2 滞納処分の強化について</p> <p>ウ 納付指導を実施した者に対する納付状況の確認（報告書 P102）</p> <p>納付相談会等の納付指導を行って分納誓約等納付の約束を行った場合でも、実際には滞納者に納付意思がなく、その後の納付がなされない場合がある。従って、納付指導実施後の納付状況を確認し、納付の約束を履行する意思の有無を判断することになる。</p> <p>納付の約束を行った場合には、その後の納付状況を全て確認し、納付意思がないと判断される場合には、滞納処分の対象とするなど厳正に対処する必要がある。</p>	<p>納付指導を実施した者に対する納付状況の確認については、平成 23 年度から全て保育料の納付状況を確認するとともに、納付意思がないと判断した場合には、滞納処分を行うなど厳正に対処している。</p>